

特定農薬（特定防除資材）として販売されるものの表示の指導について（案）

1 趣旨

特定防除資材を販売する際の表示については、農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課せられてはいない。

しかしながら、特定農薬合同会合において、特定防除資材が販売される場合は、何らかの表示がなされることが望ましいという意見があったことから、第7回農業資材審議会農薬分科会において、別紙のとおり、特定防除資材の表示の指導についての方向を提示し、委員の了承をいただいたところである。

現在、食酢が特定防除資材として販売されている事例が生じていることから、この指導について、以下のような方針で実施することとしたい。

2 指導の対象

特定防除資材を営利目的で不特定多数の者に対して販売する者を対象とする。

3 表示の場所

特定防除資材の容器または包装

4 表示の内容及び方法

購入者、特定防除資材使用者等が読みやすい字体及び大きさでなされることとし、その際、以下の事項について表示することとする。

特定防除資材（特定農薬）である旨

特定防除資材名

全ての原材料

主な有効成分

内容量

使用目的（対象病虫害及び効果等）

使用方法（対象農作物等、使用濃度、使用量）

貯蔵上・使用上の注意

製造または販売者の連絡先

5 その他の宣伝の内容について

パンフレット、チラシ、ホームページ等により行われる宣伝等の内容についても、必要に応じ、4に準じて指導を行うこととする。

【第7回農業資材審議会農薬分科会資料より抜粋】

特定防除資材（特定農薬）の表示の指導について

1．趣旨

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されるものである。

特定防除資材を販売する際の表示については、農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課せられてはいないが、同法第10条の2により、有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならないこととなっているところであり、使用者の便宜を図る上でも、殺虫、殺菌等の効果が確認される使用方法等について適切な表示が行われることが必要である。

また、同法第11条により、登録農薬及び特定防除資材以外の農薬を使用してはならないこととなっているため、法第2条第1項の規定により特定防除資材に指定された資材のみが「特定防除資材」である旨が明確に分かるように表示される必要がある。

このため、特定防除資材については、原則として2に掲げる事項についてその容器または包装に表示を行うよう指導することとする。

2．表示が必要な事項

特定防除資材（特定農薬）である旨

特定防除資材名

全ての原材料

主な有効成分

内容量

使用目的（対象病虫害及び効果等）

使用方法（対象農作物等、使用濃度、使用量）

貯蔵上・使用上の注意

製造または販売者の連絡先